景気低迷と金融円滑化法への対応

調査第二部長　渡部喜智

1　依然厳しい景気と資金繰り

景気が緩やかに持ち直し、09年前半に赤字に陥った製造業（全体）でも黒字へ転換した。しかし、物価が持続的な下落傾向を示すデフレーションや為替の円高が企業収益の改善努力を打ち消す要因となっている。特に中小・零細企業などでは国内の需要不振に加え、発注先からの単価引下げ要求が厳しさを増しているようだ。

また、地方を中心とする建設業関連では、前（麻生）政権の景気対策による公共事業の増加で一息ついたところもあったが、民主党政権の事業執行停止や公共事業抑制の方針から年明け以後はむしろ反動が懸念される状況である。

これらを反映して、日銀「短観」（09年12月）において景気の良し悪しを聞く「業況判断DI（良い－悪い）」は、中小企業でも09年後半に改善が見られた。しかし、先行きの業況の悪化が予想される状態だ。

また、同「短観」の中小企業の資金繰り判断DIは、最悪期だった09年１月調査の△23（「良い」：10－「悪い」：33）から09年12月調査では△16（「良い」：13－「悪い」：29）へ改善している。米国のリーマン・ブラザーズの経営破綻を機に08年秋から急悪化した金融危機の進行を受け、前政権が取った信用保証協会の緊急保証（合計９＋20＝29兆円の枠）や、日本政策金融公庫など政府系金融機関によるセーフティネット貸付が資金繰りを支えたところもあったと思われる。

しかし、直近でも引き続き資金繰りが苦しい中小企業の減少は前述のように小幅にとどまっていることに注目すべきだろう（第１図）。

一方、家計でも資金繰りの苦しさは同様だ。勤労者においては失業率が５％に高止まりするなど雇用環境が悪いなか、基本給など所定内給与の減少が続いているとともに、賞与の大幅減額ないし支給なしの増加が見られる。

厚労省「毎月勤労統計」によれば、正社員層にあたる一般労働者の賃金（５人以上事業所）は09年平均で△2.7％と２年連続の減少。年後半の７～12月平均では、冬季賞与の二けた減少などから△4.0％と減少率が大きくなっている。また、規模別に５人以上の事業所平均と30人以上平均の減少率を比べると、規模の大きい30人以上事業所の減少率の方が大きく、不況による家計の減収が勤務先の規模を問わないことを示す（第２図）。

このように収入減少のもとでは、返済財源にかなり余裕を持っていた家計でも、返済の目算が狂うのは当然だ。

第１図　日銀「短観」の中小企業・資金繰りDI

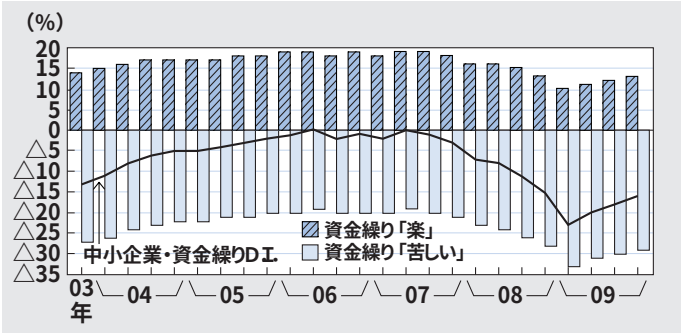

資料　日経NEEDS FQ（日銀「短観」）データより作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図 一般労働者（正社員層）の賃金動向

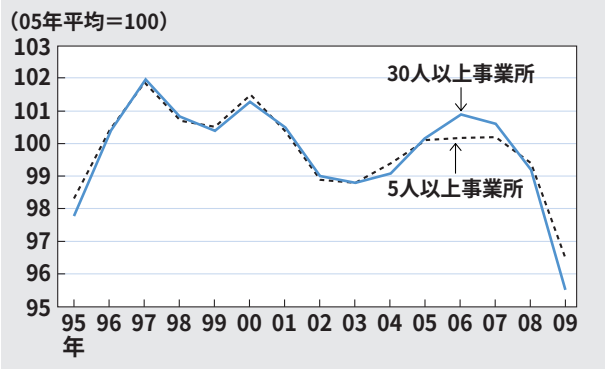

資料　厚労省「毎月勤労統計調査」より作成

2　金融円滑化法の対象は500兆円

このようななか、昨年12月４日に「中小企業者等金融円滑化法」（以下「金融円滑化法」）が施行された。同法は11年３月末までの時限立法となっている。

これにより、中小企業（大企業の子会社・関係会社を除く）や個人自営業者の事業性借入や個人の住宅（持家）ローン等の返済猶予など債務弁済の負担軽減に、一般の銀行のほか、農協・漁協や信金などの協同組織金融機関も努めることが求められることとなった。

農業資金関係でも、農協をはじめ金融機関は、農業者や農業生産法人、農事組合法人などからの貸付条件の変更などの申し出に対し、できる限り返済猶予などを行うよう努力することが必要となった。

銀行の中小企業貸出は295兆円程度、個人の住宅ローン等が110兆円程度となっている。また、基本的に中小企業か、個人向けに貸し出される農協や信金などの協同組織金融機関の貸出合計（除く公的貸出）が100兆円程度と思われる。

以上から500兆円程度が、金融円滑化法の対象と言っていいだろう。非常に大きな数字であることは間違いない。

3　金融円滑化法へ対応態勢が必要

戦後最悪の不況という情勢を踏まえれば、事業・状況の改善・再生の可能性を十分に勘案し、一時的に返済を猶予するような弾力的措置を採ることは、金融機関の本来的役割ととらえられる。

ヒアリングや報道によれば、08年秋の金融危機の深刻化後から、住宅ローンの返済相談や特別保証融資を活用した企業との資金繰り相談を前広に行ってきた地域金融機関も少なくないが、金融円滑化法は、①貸付条件の相談・申込みを行う方針を策定し、②相談窓口等設置や対応状況の把握など必要な体制を整備したうえで、③経営再建計画の策定支援とその実行についての進捗管理と助言を行うことを金融機関に求められている。

また、事案の相談受付けから最終的な結果までの経緯を記録し、組織的に情報管理し保存しておくことが大切である。

特に条件変更についての申込みをお断り（謝絶）する場合には、納得のいく具体的かつ丁寧な説明が必須となる。なお、貸付条件変更を行った場合、経営再建計画の策定が最長１年間遅れてもリスク管理債権に該当しないと、要件が緩和されたが、債務者の事業再生をより円滑にするため、早期策定を支援すべきことは言うまでもない。

他業態では、返済余力を把握し、前広な対応を行うため、対象者全員に早期面談し説明を行うことを決めた信金も出て来た。

関係者においては負担が増すことになるが、金融円滑化法の趣旨に沿って、金融機関は連携し債務者と地域の再生のために力を尽くすことが改めて求められており、金融監督と地域経済支援の両面から万全の対応が必要だ。

（わたなべ　のぶとも）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。